

由利本荘市地方就職学生支援金交付要綱

令和6年4月1日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県（以下「県」という。）と県内市町村が共同して実施する第2期秋田県移住・就業支援事業における地方就職学生支援事業（以下「地方就職学生支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業して、県内就職及び本市に移住する者に対し、予算の範囲内で由利本荘市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、若者の人材確保及び本市への移住促進を図ることを目的とし、その交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）、由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 申請時において、次の各号の要件を満たす者を対象とする。ただし、この要綱の趣旨に反するものと市長が認める者を除く。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業・修了していること。ただし、第3条（1）に規定する就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 本市に移住したこと。ただし、第3条（1）に規定する就職活動等にかかる経費（交通費）については、勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1

年以内であること。ただし、在学中に第3条（1）に規定する就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

- ④ 本市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に第3条（1）に規定する就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、卒業・修了後に第2条（2）の要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有している。

（ウ） その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理に関する特例法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件

次に掲げる（ア）～（ウ）の要件を満たすこと。

（ア） 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が県内に所在する企業等に、（1）（ア）①の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費・移転費が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

（イ） 身分に関すること

- ① 国家公務員でないこと。

（ウ） 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

（交付対象額）

第3条 支援金の交付対象額は次のとおりとする。

(1) 就職活動等にかかる経費（交通費）

前条に規定する対象者が、県内勤務する企業への就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接又は試験等のため、住所地から会場までのタクシーを除く公共交通機関を利用した場合の往復交通費の額とする。

(2) 移住にかかる経費（移転費）

前条に規定する対象者の移住にかかる経費。

(交付金額)

第4条 支援金の金額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 就職活動等にかかる経費（交通費）

前条（1）に規定する額から企業・団体等の補助額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、17,200円を限度とする。

(2) 移住にかかる経費（移転費）

前条（2）に規定する額から企業・団体等の補助額を控除した額（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）又は108,000円のいずれか低い額とする。

(交付回数)

第5条 前条（1）及び（2）の交付について、それぞれ一人1回を限度とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付申請者は、次の各号に掲げる書類を、当該年度の2月15日までに市長に提出しなければならない。

(1) 由利本荘市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 就職先（内定先）企業による証明書（様式第2号）

(3) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）

(4) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

(5) 就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書

(6) 移住元の住所及び居住期間の確認ができる移住元の住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し等

(7) 在学中に交通費を申請する場合、在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

(8) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（ただし、金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるものに限る）

(9) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに由利本荘市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）

により、当該申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定後、申請書の不備等や振込不能等により支払が完了せず、かつ、事務手続き上、定めた期限までに、連絡及び確認ができない場合、当該申請は取り下げられたものとみなし、その場合において、交付決定はなかったものとみなす。
- 3 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合、由利本荘市地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨同様に申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、由利本荘市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに由利本荘市地方就職学生支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、第6条に規定する申請書を受理した場合のほか、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な報告及び立入調査を申請者又は関係各所に求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その交付決定の全部又は一部を取り消し、由利本荘市地方就職学生支援金交付決定取消通知書・返還請求書（様式第7号）により期限を定めて、当該支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

- （ア）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- （イ）前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合
- （ウ）（在学中に交通費を申請する場合）申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- （エ）（在学中に交通費を申請する場合）申請日から1年以内に市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。）
- （オ）就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に第2条第2項の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）

(カ) 転入日から3年未満に市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還

申請日、転入日または要件を満たす企業への就業を開始した日から3年以上5年以内に市以外の市区町村に転出した場合

(実施期間)

第12条 支援金交付事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。